

研究型インターンシップ実施マニュアル



京都大学大学院工学研究科

目 次

- I. 研究型インターンシップの趣旨
- II. 研究型インターンシップの実施要項
- III. 研究型インターンシップの留意事項
 - 1. 必携品
 - 2. 研究型インターンシップ前の確認事項
 - 3. 研究型インターンシップ中の確認事項
 - 4. トラブル・事故が起きた場合の対応
 - 5. 研究型インターンシップ終了時の確認事項
- IV. 災害傷害保険・賠償責任保険
 - 1. 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）・学研災付帯賠償責任保険（「学研賠」）の加入について
 - 2. 保険期間
 - 3. 補償の対象となる主な場合
 - 4. 補償の対象とならない主な場合
 - 5. 事故を起こした場合の対応
- V. 研究型インターンシップ関係書類様式一覧
- VI. 研究型インターンシップフローチャート
- VII. 研究型インターンシップ関係書類様式集

I. 研究型インターンシップの趣旨

学問の本質は真理の探究です。その中であって、工学は人類の生活に直接・間接に関与する学術分野を担っており、地球社会の永続的な発展と文化の創造に対して大きな責任を負っています。京都大学大学院工学研究科は、この認識のもとで、基礎研究を重視して自然環境と調和のとれた科学技術の発展を先導するとともに、高度の専門能力と創造性、ならびに豊かな教養と高い倫理性を兼ね備えた人材を育成することをめざしています。

さらに科学技術分野において次代を担う人材には、科学技術の深い専門性に加え、世界に目を向け、その中で日本の社会・経済が直面している現実の課題を認識し、豊かな構想力をもって問題解決に当たることが求められています。京都大学工学研究科では、このような人材の育成に向けた大学院教育改革に取り組んでいます。大学院教育のカリキュラムをさらに充実させ、教育の質を高めることを目的として、従来の独立した修士課程教育プログラムと博士後期課程教育プログラムに加え、修士課程と博士後期課程を連携する博士課程前後期連携プログラムを平成20年度に新設しました。この教育プログラムの推進のために、工学研究科の大学院共通教育カリキュラムとして、産官学連携研究を推進することにより、大学院生に基礎研究のみならず実用化研究の体験を積ませ、専門分野に秀でるとともに多様な領域の研究にも対応し得るフレキシブルな人材を育成することを目的に、「研究型インターンシップ」を実施します。

Ⅱ. 研究型インターンシップの実施要項

1. 目的

- 1) 学外の産・官・学と連携し、次世代を担う研究者・高度技術者の役割を自覚し、研究や勉学を進める意義を認識させる。
- 2) 自己の研究の意義、将来展開、社会への貢献を具体的に認識させる。
- 3) 基礎研究のみならず、実用化研究の体験を積ませ、多様な領域の研究にも対応し得る柔軟性を涵養する。
- 4) 教育・研究の場のみでなく、産業界・政府機関・国際機関等に活躍の場を求める。

2. 対象

京都大学大学院工学研究科の修士課程及び博士後期課程学生

3. 研究型インターンシップに関する組織

研究型インターンシップに関する審議・検討は、工学研究科教育制度委員会において行い、専攻と大学院掛が連携して実施する。

4. 研究型インターンシップの実施時期及び期間

対象大学院生を受入機関に一定期間（1ヵ月程度）夏季休業期間等を利用して、派遣する。なお、関係者の協議に基づいて、より長期間の派遣を可能とする。

5. 研修機関及び研究課題の決定

国内外の企業・政府研究機関及び国際機関等の受入機関、学生及び指導教員との間で事前協議し、研究課題を決定する。

6. 手続き等

- 1) 研究型インターンシップ受入機関から工学研究科への応募受付（～5月中旬）
- 2) 研究型インターンシップ受入機関一覧の公開（5月下旬～）
参加申込みのあった受入機関別に研究プログラムの閲覧資料を広報します。
- 3) 学生からの研究型インターンシップ申込み（6月上旬）
調整の上、工学研究科から当該機関へ申込書を送付します。
- 4) 当該機関・学生及び指導教員の間での協議。両者の同意に基づいて研究科長が認定。
- 5) 受入決定（6月下旬）
- 6) 当該機関から研究科長あてに研究期間、研究課題・テーマ等、受入に当たっての必要な事項の通知。
- 7) 実施協定書等締結（7月上旬）

「実施に関する協定書・覚書」や「誓約書」等については、個別に当該機関と工学研究科が協議。

8) 研究型インターンシップ実施

9) 研究成果報告

研究型インターンシップ終了後、学生は研究科長に「インターンシップ実施報告書」を提出するものとします。

7. 費用の負担

研究型インターンシップの実施に伴い必要となる経費負担（旅費，交通費，宿泊費等）については、「研究型インターンシップに関する協定書」に基づいた指導教員の指示に従うものとします。

8. 保険の加入

学生は、安心して研究型インターンシップ活動を行うため、災害傷害保険・賠償責任保険等に必ず加入するものとします。

9. 守秘義務

学生は、研究型インターンシップ活動において知り得た企業・研究機関等に関する機密を一切漏らしてはならない。機密漏洩により、当該機関に損害が生じた場合、損害賠償を請求されることがあるため、厳重に注意すること。

10. 成績の評価

研究型インターンシップ終了後、学生が所属する専攻において、「インターンシップ実施報告書」により成績評価をします。なお、単位認定については、学生の所属専攻により取扱いが異なるので、事前に確認が必要です。

Ⅲ. 研究型インターンシップの留意事項

研究型インターンシップは、各企業や研究所（以下、研究機関）の研究指導責任者をはじめとして、各担当者が本務の時間を割いて対応いただくものです。参加の学生は、目的意識をもって積極的な姿勢で取り組み、十分な成果が得られるよう努力してください。また、採用決定後に安易に辞退することは厳に謹んでください。

研究型インターンシップ中は研究機関の規則、および研究指導責任者の指示を遵守してください。また、以下に基本的な留意事項を掲げるので確認してください。

1. 必携品（必要に応じて準備）

- 1) （研究型）インターンシップ実施マニュアル
- 2) 印鑑
- 3) 学生証
- 4) 健康保険証（遠隔地適用の保険証。携行できない場合は、保険証のコピーを携行すること）
- 5) 災害傷害保険・賠償責任保険に関する加入しおり等の書類
- 6) 研究型インターンシップの実施にあたって必要な資料等一式
- 7) 遠隔地の場合、身の回り用品一式
- 8) その他、指導教員および研究機関から指示されたもの

2. 研究型インターンシップ前の確認事項

- 1) 研究機関の概要、および研究プログラムを確認し、研修にあたって要求される基本的知識、技能の習得に努めること。
- 2) 研究期間および時間を確認し、研究計画を事前に策定すること。
- 3) 研究機関より健康診断書、賠償責任保険加入控など、事前に書類の提出を求められている場合は、締切日までに必ず送付すること。

3. 研究型インターンシップ中の確認事項

- 1) 研究機関の規則を遵守し、研究指導責任者の指示に従って活動すること。
- 2) 挨拶をはじめ、研究指導責任者や担当者との人間関係の形成に努めること。
- 3) 定められた研究日、時間を守る。遅刻や病気等で欠勤する場合は、必ず研究指導責任者へ連絡すること。また、代替日が必要な場合は、研究指導責任者と調整を図ること。
- 4) 研究機関の資料・物品の取扱、保管には十分留意すること。
- 5) 指導教員および研究指導責任者との連絡を緊密にとり、進捗状況の報告、疑問点の相談等を行うこと。

4. トラブル・事故が起きた場合の対応

トラブル、事故等が起きた場合は、研究指導責任者および指導教員または大学院掛へ至

急連絡し、指示を仰ぐこと。なお、参加学生は災害傷害保険・賠償責任保険に加入していることを前提としているが、報告を怠ると保険金が支給されない場合があるので、必ず報告すること。

〒615-8530 京都市西京区京都大学桂

京都大学工学研究科教務課大学院掛

TEL:075-383-2040

FAX:075-383-2038

E-Mail: 090kdaigakuin@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

5. 研究型インターンシップ終了時の確認事項

研究指導責任者をはじめとして御世話になった方々への報告、御礼は言うまでもなく、資料・物品の返却や整理など、研究型インターンシップの終了にあたっては、その対応に十分留意すること。

皆さんの研究型インターンシップに取り組む姿勢や内容が、研究機関との信頼関係を形成します。問題が生じた場合、次年度以降の受入れを拒否する研究機関を増やし、その結果、後輩の研究型インターンシップの機会を奪うこととなります。後輩へ良いバトンタッチができるよう、十分に留意することを切望します。

IV. 災害傷害保険・賠償責任保険

1. 学生教育研究災害傷害保険(「学研災」)・学研災付帯賠償責任保険(「学研賠」)の加入について

学生が安心して研究型インターンシップ等の教育・研究活動を行うためには、災害傷害保険である「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」と、賠償責任保険である「学研災付帯賠償責任保険(学研賠) [Aコース]」への加入が不可欠です。※

研究型インターンシップ中に研修生が被った災害については、同保険約款の範囲内で保険金が支払われます。また、研究型インターンシップ中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償は、学研災付帯賠償責任保険である「学研災付帯賠償責任保険(学研賠) [Aコース]」によって補償されます。

現在、この二つの保険に未加入の学生は、速やかに加入してください。同保険の加入案内は、すでに3月上旬に郵送しました入学案内に同封していますので、その案内により加入手続きを行ってください。

なお、その他保険内容について詳しく聞きたい場合は、学生課厚生掛(電話 075-753-2533)に問い合わせてください。

「学生教育研究賠償責任保険(学研賠) [Aコース]」の補償内容の概略は下記のとおりです。

活動範囲	正課、学校行事、課外活動及びその往復。(下記の対象を含む) インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。但し、大学が正課、学校行事又は課外活動として位置づけている場合に限る。(医療関連実習を除く。薬学教育実務実習を含む。)
対人賠償 対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(※免責金額 0円) (国内外の事故を担保)

※「学研災」および「学研賠」ではなく、大学生協の「学生総合共済」(災害傷害保険)及び「学生賠償責任保険」(賠償責任保険)等、他の団体が取り扱っている災害傷害保険及び賠償責任保険に加入することも可能です。この場合も、保険内容について事前に当該団体に確認しておくようにしてください。

◇大学生協の「学生総合共済」及び「学生賠償責任保険」に関する問合せ先:

大学生協窓口 または

フリーダイヤル 0120-335-770 (全国大学生生活共同組合連合会共済センター)

2. 保険期間

保険期間は4月1日～翌年3月31日の1年間単位です。なお、4月1日以降に申し込んだ場合、所定の保険料を添えて大学へ申し込んだ日の翌日から、その年度の3月31日までが保険期間となります。したがって、研修実施時期が年度をまたぐ場合については、2年間の保険加入を義務づけます。なお、研修期間の延長により、最終的に研修実施時期が年度をまたぐ場合においても、同様に2年間の保険加入を義務付けます。

★本二つの保険は、研究型インターンシップだけでなく、学生の教育研究活動のために不可欠なものであり、在学期間中は、全期間、加入されることを推奨します。

3. 補償の対象となる主な場合（「付帯賠償責任保険」より。詳しくは約款をご覧ください。）

- 1) 次に掲げる事由により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。以下同様。）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
 - ア. 上記の「活動範囲」に定める活動（以下活動という。）の遂行に起因して、活動中に発生した事故（施設賠償責任保険）
 - イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、及び、被保険者の占有を離れた飲食物及び正課、学校行事又は課外活動の成果物（薬剤を含む）に起因する事故（生産物賠償責任保険）
- 2) 活動中の被保険者が使用又は管理する他人の財物（以下「受託物」という）を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、又は盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

4. 補償の対象とならない主な場合（「付帯賠償責任保険」より。詳しくは約款をご覧ください。）

- 1) 保険契約者又は被保険者の故意
- 2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議
- 3) 地震、噴火、洪水、津波又は高潮
- 4) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 5) 排水又は排気に起因する賠償責任
- 6) 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機又は施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用又は管理に起因する損害
- 7) 被保険者が故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物又は行った活動の結果に起因する損害
- 8) 自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨紙

幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取又は詐取など

5. 事故を起こした場合の対応

万一事故を起こした場合、速やかに指導教員、研修指導責任者に指示を仰ぐとともに、学生課厚生掛および付帯賠償責任保険の「加入者のしおり」記載の保険会社損害課まで下記内容を連絡してください。また、示談に際しては事前に指導教員等および保険会社と十分に相談をしてください。

- 1) 事故の発生日、時刻
- 2) 事故発生場所
- 3) 負傷者の氏名、年
- 4) 事故の原因
- 5) 傷害の程度、損害の程度